

## 官報原稿取扱要領について

昭和60年12月28日秘書第475号高等裁判所長官、  
地方、家庭裁判所長あて官報報告主任通達

改正 平成6年11月8日秘書第498号  
平成7年3月31日秘書第150号  
平成17年7月14日秘書第002319号  
平成22年11月17日秘書第003120号  
平成24年6月22日秘書第001918号

最高裁判所官報報告主任を経由して官報に掲載の手続を行う官報の原稿の取扱いについて、官報原稿取扱要領を別紙のように定めましたので、昭和61年1月1日からこれによつてください。

なお、昭和26年10月1日付け最高裁判所秘書課甲第315号最高裁判所官報報告主任通達「官報原稿の取扱について」は、昭和60年12月31日限り、廃止します。

おつて、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

(別紙)

### 官報原稿取扱要領

#### 1 官報原稿の種類等

最高裁判所官報報告主任（最高裁判所事務総局秘書課長）を経由して官報に掲載の手続を行う官報の原稿（以下「官報原稿」という。）の種類等は、次のとおりとする。

番号	官報原稿の種類	原稿部数	官報掲載の根拠法規、関係通達及び形式	官報の掲載欄
1	裁判官分限事件の裁判の公示	3	裁判官の分限事件手続規則第9条 縦書き	官庁報告欄の法務の部
2	再審による無罪判決の公示	3	刑事訴訟法第453条 平成7年3月31日付け最高裁経主第38号経理局長、刑事局長通達「再審による無罪判決及び刑事補償法による補償決定の各公示について」 縦書き	同上
3	刑事補償法による補償決定の公示	3	刑事補償法第24条 平成7年3月31日付け最高裁経主第38号経理局長、刑事局長通達「再審による無罪判決及び刑事補償法による補償決定の各公示について」 縦書き	同上

4	裁判所押収物還付等 公告 ((1)少年保護事 件関係押収物還付等 公告(2)医療観察事件 関係押収物還付等公 告)	2	<p>(1) 少年法第15条並びに刑 事訴訟法第499条及び第 499条の2 押収物還付等公告令第3 条 平成22年10月25日 付け最高裁家二第001090号 家庭局長通達「少年保護事 件の押収物還付等公告につ いて」 左横書き</p> <p>(2) 心神喪失等の状態で重大 な他害行為を行った者の医 療及び観察等に関する法律 第24条並びに刑事訴訟法 第499条及び第499条 の2 押収物還付等公告令第3 条 平成22年10月25日 付け最高裁刑二第000577号 刑事局長通達「医療観察事 件の押収物還付等公告につ いて」 左横書き</p>	公告欄の諸事 項の部の裁判 所（押収物還 付等関係）の 項
---	--	---	--	---

## 2 官報原稿の作成

(1) 官報原稿（1の表の番号1の官報原稿を除く。(2)において同じ。）は、1行22字詰めとし、できる限りワードプロセッサーその他の印字機により淨書する。

(2) 官報原稿の用字、配字等は、参考文例(1)から参考文例(3)までのとおりとする。

(3) 官報原稿は、日本工業規格のA列4番の別用紙とする。

### 3 官報原稿の掲載の依頼

(1) 依頼者は、次のとおりとする。

ア 公示又は公告に係る事件の裁判をした高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の長（以下「裁判所の長」という。）

イ 公示又は公告に係る事件の裁判をした裁判所が支部の場合で、裁判所の長の承認があるときは、支部長

ウ 公示に係る事件の裁判をした簡易裁判所の司法行政事務掌理裁判官

(2) 依頼書は、別紙様式により作成し、官報原稿と共に最高裁判所官報報告主任あてに直接送付する。

(3) 官報に掲載する費用は、無料である。

(別紙様式)

文 書 番 号××

年 月 日××

×最高裁判所官報報告主任

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

裁判所の長 ○ ○ ○ ○×××××

(注 1)

××××官報原稿の掲載について（依頼）

×………（注 2）………の原稿（○部）を別添のとおり送付しますから、  
官報に掲載されるようお取り計らいください。

(注)

1 支部及び簡易裁判所の依頼者の表記は、次の例による。

「○○家庭裁判所○○支部長 ○ ○ ○ ○」

「○○簡易裁判所

司法行政事務掌理裁判官 ○ ○ ○ ○」

2 「………」の箇所には、別紙の1の表に定める官報原稿の種類を記載し、

( ) 内には、原稿部数を記載する。

### 参考文例(1)（再審による無罪判決の公示）

(注) 住所の番地、住居表示、年月日、金額などの数字は、漢数字を用いるが、「十」、「百」又は「千」を省略する。

参考文例(2) (刑事補償法による補償決定の公示)

刑事補償法による補償決定の公示

×甲野太郎ほか一人に対する公職選挙法違反被告事件につき昭和六一年一月二九日言渡しの無罪判決が確定したので、昭和六一年三月二九日次のとおり抑留拘禁による補償決定をした。

×甲野太郎 (〇〇市〇〇町一の一五飲食業38) 二八日分二〇万一六〇〇円 ×乙山花子 (前同所無職) 40) 三一日分一七万五〇〇円

〇〇〇〇裁判所×

(注) 住所の番地、住居表示、年月日、金額などの数字は、漢数字を用いるが、「十」、「百」又は「千」を省略する。ただし、年齢は、アラビア数字を用いる。

参考文例(3)（裁判所押収物還付公告（少年保護事件関係押収物還付公告））

×××××××裁判所押収物還付公告×××××××  
×次の押収物について少年法第15条第2項及び  
刑事訴訟法第499条第1項によつて公告する。  
○○家庭裁判所×  
昭和61年(少)第3513~3516号窃盗・  
占有離脱物横領保護事件(昭和61年押第224  
号)×1. 半そでシャツ(紺色)1枚。2. たば  
こ15個。3. 現金31万6,150円。4. 同  
2万1,700円。5. 換価代金7,100円(  
ハム、ソーセージ)。6. ガスライター(KIN  
G)1個。7. 腕時計(角型)1個。8. 同(同)  
1個。9. 自転車(ブリヂストン、かご付き)1  
台。10. カメラ(コニカC35)1台  
昭和61年(少)第3517・3518号窃盗保  
護事件(△△家庭裁判所昭和61年押第98号)  
×1. 原動機付自転車(ヤマハパッソル)1台

(注)

- 1 事件番号が2件又は連続しない3件以上の場合には、「・」を用いる。事件番号が3件以上連続する場合には、始めと終わりの事件番号を「～」でつなぎ、その中間の事件番号を省略する。
- 2 罪名が2以上ある場合には、罪名を「・」でつなぐ。
- 3 押収物は、品名ごとに一連の進行番号(押収物の符号に關係なく一連番号とする。)を付け、押収番号の次を1字空けてから記載する。
- 4 進行番号の次に「.」を付けてから品名及び数量を記載し、数量の後に「。」を付ける。ただし、最後の押収物の数量の後には「。」を付けない。

- 5 外国語の音訳である「シャツ」などの語は、片仮名とし、促音及びよう音は、小さく記載する。
- 6 数種類の押収物の換価代金を同一人に還付する場合には、換価代金としてその合計額を記載し、換価した押収物の品名を（ ）内に記載する。
- 7 同種類の押収物がある場合には、押収物の品名を「同」と表示して続けて記載する。
- 8 押収物の特徴を記載する場合には、（ ）内に簡潔に記載する。押収物が時計、写真機などの場合には、型式だけを記載し、機械番号は記載しない。
- 9 移送を受けた事件の押収物について還付公告をする場合に、当該押収物を原庁が保管しているときは、押収番号に移送裁判所名を付けて記載する。